

質問書に対する回答

件名) 館山自動車道 市原管理事務所管内舗装補修工事

No.	質問事項	回答
1	特記仕様書 P33 率計上工事に関する事項 19-13-3 種別の表の区分内容について、「単価表番号(1~65)の金額の合計に1%を乗じた金額相当の率計上工事をいう」とありますが、単価表番号(1~68)の間違えと考えますが、ご教示お願い致します。	特記仕様書 19-13-3 種別の表の区分内容について、記載の誤りがありました。 正しくは、「単価表番号(1~68)の金額の合計に1%を乗じた金額相当の率計上工事をいう」になります。なお、上記については交付図書を訂正いたします。
2	特記仕様書 P18 19-3-3 種別 切削オーバーレイ工D1 (t=25cm) 表中の切削オーバーレイ工D1 (t=25cm) について、大粒径アスファルト混合物(厚さ15cm)とありますが、設計上1層施工と考えてよろしいでしょうか。	貴社の施工計画に基づきお考えください。
3	特記仕様書 P18 19-3-3 種別 切削オーバーレイ工D1 (t=25cm) 表中の切削オーバーレイ工D1 (t=25cm) について、基層用遮水性アスファルト混合物(厚さ10cm)とありますが、仮設舗装での考えより設計上1層施工と考えてよろしいでしょうか。	貴社の施工計画に基づきお考えください。
4	特記仕様書 P32 19-12-2 種別 週休2日推進に係る補正額について、労務費及び機械経費に要する費用とありますが、路面切削機のカッタービット費用も機械経費と考えてよろしいでしょうか。	週休2日推進に係る補正額について、消耗品は対象外とお考えください。

質問書に対する回答

件名) 館山自動車道 市原管理事務所管内舗装補修工事

No.	質問事項	回答
5	設計図 89 / 102 交通規制図 (1) 交通規制図の注釈に発煙筒の記載がありますが、発煙筒費用については、各交通規制工の単価表項目に計上すると考えてよろしいでしょうか。	各交通規制工に含まれるとお考えください。
6	設計図 90 / 102 交通規制図 (2) 貝塚規制 貝塚規制について、本線車線規制上での交通監視員 (規制保守) が絵的に1名の計上となっておりますが、通常どおり交通監視員 (規制保守) は、交替要員を含め3名と考えるとよろしいでしょうか。	積算に関する事項については、お答えできません。
7	設計図 94 / 102 交通規制図 (6) 中野規制 中野規制について、本線車線規制上での交通監視員 (規制保守) が絵的にランプ部に1名の計上となっておりますが、本線部2名と交替要員1名の計4名と考えるとよろしいでしょうか。	積算に関する事項については、お答えできません。
8	貝塚A規制 (夜) について 数量明細書 (2 / 3) には交通誘導員A (夜) が2名計上されていますが、図面の交通規制図 (2) に示されている交代要員である交通誘導員B (夜) は計上されていません。このことは他の規制の交通誘導員が3名で計上されていることが多いことも併せて考えると、当工事は発注当初においては交代要員を計上していないと考えて宜しいでしょうか。	交代要員の数量に誤りがありました。なお、上記については、交代要員を計上した数量で交付図書を訂正いたします。

質問書に対する回答

件名) 館山自動車道 市原管理事務所管内舗装補修工事

No.	質問事項	回答
9	丹尾高架橋の端部防水工について 図面82/102と図面85/102記載されている端部の形状に違いが有りますが、断面形状は図面85/102の示す通りと考えて宜しいでしょうか。	端部の形状については、舗装詳細図(85/102)に示すとおりです。